

兵庫県公報

平成29年 1月24日 火曜日 第 2868 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	1
○ 昭和34年兵庫県告示第909号（海岸保全区域の指定）の一部改正（漁港課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 神戸国際港都建設下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	4
○ 平成17年兵庫県告示第1187号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（建築指導課）	4
公 告	
○ 落札者等の公示（企画県民部総務課）	20
○ 入札公告（管財課）	20
○ 落札者等の公示（社会福祉課）	23
○ 肥料の登録（農産園芸課）	24
○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）	25
○ 肥料の登録事項の変更の届出（同）	27
○ 肥料の登録の失効（同）	28
○ 大規模小売店舗に対する県の意見の概要（都市計画課）	28
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	28
○ 同 上（同）	29
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	30
○ 同 上（同）	30
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	30
労働委員会公告	
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	31
教育委員会公告	
○ 県立学校校務支援システム調達業務に係る企画提案コンペの実施	32

告 示







兵庫県告示第42号

1 に掲げる公印を平成28年12月31日限り廃止し、2 に掲げる公印を新調し、平成29年1月1日からその使用を開始した。





平成29年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影

			
兵庫県知事印（和田山家畜保健衛生所）	兵庫県知事職務代理者印（和田山家畜保健衛生所）	兵庫県和田山家畜保健衛生所長印	兵庫県和田山家畜保健衛生所長印
			
兵庫県和田山家畜保健衛生所長印	兵庫県和田山家畜保健衛生所長印		

2 新調公印の名称及び印影

			
兵庫県知事印（朝来家畜保健衛生所）	兵庫県知事職務代理者印（朝来家畜保健衛生所）	兵庫県朝来家畜保健衛生所長印	兵庫県朝来家畜保健衛生所長印



兵庫県告示第43号

昭和34年兵庫県告示第909号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

淡路沿岸の部炬口漁港の款を次のように改める。

炬 口	イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル点、ヲ点及びイ点の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域。 イ点 東経134度53分35秒50336 北緯34度21分09秒51578 ロ点 東経134度53分35秒58553 北緯34度21分08秒86661 ハ点 東経134度53分35秒74683
-----	--

	北緯34度21分06秒75851
二点	東経134度53分37秒22070 北緯34度21分04秒77877
ホ点	東経134度53分38秒91111 北緯34度21分02秒35306
へ点	東経134度53分39秒75463 北緯34度21分01秒26906
ト点	東経134度53分43秒26956 北緯34度20分57秒58834
チ点	東経134度53分45秒01427 北緯34度20分58秒85325
リ点	東経134度53分49秒68976 北緯34度21分02秒30583
ヌ点	東経134度53分45秒32036 北緯34度21分07秒00705
ル点	東経134度53分41秒44381 北緯34度21分04秒94409
ヲ点	東経134度53分38秒01904 北緯34度20分57秒61241



兵庫県告示第44号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

赤穂市大津字帆坂2030番985並びに2030番983、2030番1233、2030番1550、2030番1551、2030番1555及び水路の各一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物



兵庫県告示第45号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

川西市火打1丁目2番3の一部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第46号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値図化（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間
平成28年12月21日から平成29年3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市の一部



兵庫県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年1月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年1月24日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 塩瀬宝塚線	宝塚市切畑字辻ヶ谷46番1から 同 市玉瀬字奥之焼2番83まで	旧	3.0から 41.0まで	3,714.0	
		新	8.0から 52.0まで	3,586.0	一部 予定地



兵庫県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設下水道事業 神戸市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年兵庫県告示第217号の事業地のうち、神戸市中央区港島中町8丁目及び兵庫区上庄通1丁目の一部地内を削る。
 - (2) 使用の部分
平成27年兵庫県告示第217号の事業地のうち、神戸市兵庫区上庄通1丁目並びに今出在家町2丁目及び3丁目の一部地内を削る。



兵庫県告示第49号

平成17年兵庫県告示第1187号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成29年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文を次のように改める。

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び小野市役所に備え置いて縦覧に供する。

1から47までを削除し、以下の表を追加する。

表（小野市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
垂井町地区 条例別表第3の3 の項	小野市垂井町字山新田、字向山、 字道之東及び字宮之上の各一部 並びに中町字向山の一部で別図 に示す区域（別図は省略。以下同 じ。）	平成27年兵庫県条例第 21号による改正前の条 例（以下「旧条例」と いう。）別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
中町地区 条例別表第3の3 の項	小野市中町字向山の一部及び垂 井町字向山の一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市中町字田畑下及び字向山 の各一部並びに天神町字向山の 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物及 び同表第3の7の項に 規定する建築物	平成20年1月29日
天神町地区 条例別表第3の3 の項	小野市天神町字天神、字天神西 山、字天神西、字大歳ノ上、字大 歳ノ上西、字鴨井及び字鴨井下の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市天神町字天神西山、字天神 西及び字天神の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物 （ただし、産業廃棄物 （廃棄物の処理及び清 掃に関する法律（昭和 45年法律第137号）第2 条第4項に規定するも のをいう。）及び使用済 物品等（資源の有効な 利用の促進に関する法 律（平成3年法律第48 号）第2条第1項に規 定するものをいう。）の 処理事業の用に供する 建築物を除く。以下同 じ。）	平成20年1月29日
日吉町地区 条例別表第3の3 の項	小野市日吉町字大西谷、字五平 田、字郡盛、字竹競、字箕ヶ谷南、 字小西谷、字小西谷東、字中尾、 字東谷、字王子谷及び字箕ヶ谷の 各一部、天神町字鴨井の一部並び に長尾町字中田の一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日

	小野市日吉町字大西谷及び字五平田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
長尾町地区 条例別表第3の3の項	小野市長尾町字松之元、字中田、字中田山、字西美ノ畑、字東美ノ畑、字中川原、字古天神、字将監、字上ノ垣内、字谷口、字堂ノ前、字迎田、字善明、字池ノ谷、字宮ノ前、字奥ノ北、字高岡、字畷川谷及び字深谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
栄町地区 条例別表第3の3の項	小野市栄町字松ノ下、字水汲、字山ノ下、字北谷及び字宮ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
浄谷町地区 条例別表第3の2の項	小野市浄谷町字帝釋前、字三町田及び字南池ノ下の各一部並びに黒川町字小深田の一部で別図に示す区域	別表の3の項に規定する小野市沿道集積区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
	小野市浄谷町字大道ノ上の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の3の項	小野市浄谷町字南谷、字常仕田、字寺山、字大門、字南池ノ内、字前野、字大道ノ上、字土山、字帝釋前、字南池ノ下、字三町田、字大道ノ下、字石丸、字曆谷ノ下、字北池ノ下及び字水井田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市浄谷町字帝釋前、字南池ノ下及び字土山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の5の項	小野市浄谷町字寺山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
黒川町地区 条例別表第3の2の項	小野市黒川町字小深田の一部で別図に示す区域	別表の3の項に規定する小野市沿道集積区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の3の項	小野市黒川町字経塚、字物見ヶ岬及び字萬四良カチの各一部並びに天神町字天神西山及び字後山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市天神町字天神西山及び字後山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
葉多町地区 条例別表第3の3の項	小野市葉多町字長曾、字堂ノ前、字門田、字家ケ内、字西羅、字城の前、字荒神元及び字横枕の各一部並びに久茂町字野田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日

	小野市葉多町字荒神元、字城の前及び字門田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
久茂町地区 条例別表第3の3の項	小野市久茂町字下野田、字野田、大町、字二畝田、字西島、字岩ノ本及び字宮ノ下の各一部、葉多町字長曾、字道町及び字堂ノ前の各一部並びに下大部町字東山、字池町、字稗田及び字沢池ノ東の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市葉多町字長曾、字道町及び字堂ノ前の各一部並びに下大部町字池町及び字東山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
下大部町地区 条例別表第3の2の項	小野市下大部町字長野、字中長野及び字下長野の各一部並びに片山町字車ノ下及び字河原の各一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の3の項	小野市下大部町字東山、字野キワ、字岡ノ山、字稗田、字沢ノ前、字門田、字谷田、字宮ノ前、字普照田、字中長野、字長野、字河原山、字西ノ尾、字上ノ賀内及び字沢池ノ東の各一部、片山町字愛宕ノ下及び字北野の各一部、葉多町字長曾の一部並びに田園町字岡ノ山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市下大部町字東山、字野キワ、字稗田及び字沢池ノ東の各一部、片山町字北野の一部並びに葉多町字長曾の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
片山町地区 条例別表第3の3の項	小野市片山町字谷田野、字海本、字下ノ田、字東屋敷、字西屋敷、字愛宕ノ下、字大新田、字長サ及び字北野の各一部、大島町字山ノ下及び字池ノ尻の各一部並びに田園町字岡ノ山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
大開町地区 条例別表第3の3の項	小野市大開町字池奥東、字草荷野、字南谷、字谷山及び字堂ノ上の各一部並びに日吉町字池之奥東の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市大開町字草荷野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の5の項	小野市大開町字池奥東、字石ケ谷、字草荷野及び字南谷の各一部、日吉町字池之奥東の一部、山	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に	平成20年1月29日

の項	田町字石ヶ谷の一部並びに栄町字南谷の一部で別図に示す区域	規定する建築物	
北丘町地区 条例別表第3の2 の項	小野市北丘町字浄土寺山の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の3 の項	小野市北丘町字寺山及び字浄土寺山の各一部並びに浄谷町字寺山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市北丘町字浄土寺山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
復井町地区 条例別表第3の3 の項	小野市復井町字カワラヤ、字西山、字上ノ地、字下田、字伏原、字両面、字当ノ木、字源田、字乗兼、字トヘノ内、字坂ノ下、字北大道、字寺ノ北、字北畠、字小トン田、字イノコマ、字谷川及び字カミ田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市復井町字平地、字皿池、字川端及び字舟戸の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
西山町地区 条例別表第3の3 の項	小野市復井町字西山及び字平地の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市復井町字平地の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
青野ヶ原町地区 条例別表第3の1 の項	小野市復井町字十郎の一部で別図に示す区域	別表の2の項に規定する小野市一般駅前区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の3 の項	小野市復井町字カワラヤ、字伏原、字深田、字十郎、字源田、字芝ノ後、字蓬菜野、字大木、字川端及び字長ハイの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市復井町字川端及び字芝ノ後の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市復井町字川端の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
河合中町地区 条例別表第3の1 の項	小野市河合中町字中座及び字寺垣内の各一部で別図に示す区域	別表の2の項に規定する小野市一般駅前区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)

同 上 条例別表第3の3 の項	小野市河合中町字蓬萊野、字中座、字栗ノ木、字寺垣内、字大木、字宮ノ後、字井ノ口、字宮ノ前、字薬師前、字中ノ垣内、字小淵、字新宿垣内、字末釜、字イヤケ端、字為重、字門田、字小堀、字西ノ門、字矢待、字平ノ垣内、字大將軍、字古屋敷、字コモサ、字奥ノ後、字松印庵前、字ヲクラ山、字構及び字横手の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市河合中町字構、字横手及び字松印庵前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市河合中町字蓬萊野及び字井ノ口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
河合西町地区 条例別表第3の3 の項	小野市河合西町字城成、字前條、字土居、字地藏田、字兼ノ下、字阿東、字構、字外堀、字後山、字正町、字梶子原、字藤ノ木、字御座舗、字西田、字京之坪、字甲之内、字松之内、字上殿、字戸手之口、字中之社、字オノ本、字満中、字森ノ西、字中溝、字イノ木前及び字宮之端の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市河合西町字上殿、字戸手之口及び字松之内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
新部町地区 条例別表第3の3 の項	小野市新部町字門前、字井ノ口、字仲田、字西久保田、字東久保田、字流田、字本村、字垣ノ内、字河原畑ケ、字宮本、字力万、字東畑ケ、字構、字殿ノ後、字豊福、字萱の尻、字桑村、字ニケトテ、字三十六、字大寺、字小垂、字岸田、字布部、字円行及び字井摺の各一部、字河合西町、字成城及び字大寺の各一部、旭新町字一丁目の一部並びに三和町字アラケの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市新部町字大寺、字ニケトテ、字布部、字豊福、字力万及び字仲田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日

同 上 条例別表第3の5 の項	小野市新部町字大寺、字小垂及び 字寺山の各一部並びに河合西町 字下戸場の全部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物及 び同表第3の7の項に 規定する建築物	平成20年1月29日
旭町地区 条例別表第3の3 の項	小野市三和町字長畑ケ、字上河 原、字上ノ瀬、字新畑、字畑ノ下、 字鍛冶屋及び字中島の各一部、旭 新町字一丁目及び字二丁目の各 一部並びに新部町字門前、字井ノ 口及び字仲田の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市旭町字一丁目及び字二丁 目の各一部、新部町字仲田及び字 井ノ口の各一部並びに三和町字 上河原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
昭和町地区 条例別表第3の3 の項	小野市昭和町字藪ノ下、字五反 田、字山田、字山ノ下、字四反田、 字梅ノ木及び字三十代の各一部 並びに三和町字柳田、字ナラノ 木、字長畑ケ、字新畑ケ及び字四 反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市昭和町字四反田及び字藪 ノ下の各一部並びに三和町字四 反田及び字柳田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
三和町地区 条例別表第3の3 の項	小野市三和町字上ノ瀬、字長畑 ケ、字サカイ、字下河原、字蔵屋 舗、字鍛冶屋、字畑ノ下、字中島、 字岩黒、字カト川、字アラケ、字 柳田、字長町、字ナラノ木及び字 町田の各一部並びに旭町字一丁 目の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成29年1月24日)
	小野市三和町字長町及び字中島 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
粟生町地区 条例別表第3の1 の項	小野市粟生町字前田、字島田、字 大畑及び字胡麻田の各一部で別 図に示す区域	別表の1の項に規定す る小野市基幹駅前区域 に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日) (平成29年1月24日)
同 上 条例別表第3の3 の項	小野市粟生町字池ノ向、字北条、 字川原、字高堰、字大水口、字鍵 町、字田井、字正雀、字立町、字 仲島通、字下条、字島田、字胡麻 田、字大畑、字前田、字西ホ、字 森条、字井井、字岡条、字宮ノ西 及び字中田の各一部並びに阿形 町字向川原の一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日) (平成29年1月24日)
	小野市粟生町字下条、字中田、字 正雀、字田井、字鍵町、字立町、	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日

	字仲島通及び字大畑の各一部並びに阿形町字向川原の一部で別図に示す区域		
同上 条例別表第3の5の項	小野市粟生町字宮ノ西、字正雀、字中田及び字田井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
黍田町地区 条例別表第3の3の項	小野市黍田町字屋敷田、字岡ノカチ、字片山、字へら町、字西ノ谷、字石原山、字西ノ山、字白雲谷、字上ノ段、字小倉山及び字沖中曾根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
下来住町地区 条例別表第3の1の項	小野市下来住町字中村前、字屋形、字松ケ内及び字高田の各一部で別図に示す区域	別表の2の項に規定する小野市一般駅前区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同上 条例別表第3の3の項	小野市下来住町字深田、字越前、字上代、字屋形、字沖代、字高田、字中村前、字田中前、字ミノ代、字川原、字紺屋カチ、字辻山、字平野、字堂ノ後、字松ケ内、字竹谷、字東高在、字西高在、字黒代、字寺山及び字十二塚口の各一部並びに来住町字舟本、字五反田、字石橋、字下ノ沖及び字池ノ内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市下来住町字屋形、字寺山、字田中前、字ミノ代、字松ケ内、字竹谷及び字堂ノ後の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同上 条例別表第3の5の項	小野市下来住町字高川原、字流作及び字下野の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
来住町地区 条例別表第3の3の項	小野市来住町字三反田、字葛ケ谷、字塩ケ山、字舟本、字北代、字脇寺、字広原、字長ヲサ、字広原ノ西、字孫山ノ上、字下ノ沖、字石橋、字沖ノ西、字家老戸谷、字浦ノ山、字蒔谷、字屋敷谷、字蒔谷ノ上、字中ノ島、字下ノ割、字東畑ケ、字猫池谷、字兜塚、字背戸ケ谷、字上ノ山、字男池ノ下、字山ノ間、字山ノ間ノ下及び字新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市来住町字山ノ間、字山ノ間ノ下及び字新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日

同 上 条例別表第3の5 の項	小野市来住町字三反田、字葛ヶ谷、字西山ノ下及び字上ノ山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
阿形町地区 条例別表第3の3 の項	小野市阿形町字池町、字西ノ岡、字西殿垣内、字東殿垣内、字佃、字上ノ地、字前之芝、字岡、字林山、字平見及び字向川原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市阿形町字東殿垣内、字上ノ地、字西殿垣内及び字池町の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市阿形町字中川原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
西脇町地区 条例別表第3の3 の項	小野市西脇町字天野屋新田及び字観音山の全部並びに字境新田西、字王子ヶ原、字大和畑、字古宮ノ下、字大和林、字追越、字神子ヶ淵、字河原添、字上川田、字西ノ河原、字道境、字泰ノ垣内、字前垣内、字東畑ヶ及び字裏垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市西脇町字神子ヶ淵、字観音山及び字大和林の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市西脇町字王子ヶ原、字西王子ヶ原及び字境田裏野の各一部並びに粟生町字天野屋新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
福甸町地区 条例別表第3の3 の項	小野市福甸町字黒岩及び字姫ヶ淵の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市福甸町字黒岩の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成20年1月29日
市場町地区 条例別表第3の3 の項	小野市市場町字上向嶋、字寺ノ下、字鳥居元、字淵端、字玉崎、字北山、字狐塚、字向嶋、字橋ヶ詰、字北ノ後、字手崎、字出端坂、字六反開地、字供御開地、字下司、字郷作、字庄司口、字池ノ下、字野田、字堂ノ下、字内垣内、字中曾根、字廣嶋、字高芝及び字柳原の各一部並びに大島町字落合及び字宮ノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市市場町字淵端、字寺ノ下、字鳥居元、字北ノ後、字橋ヶ詰、	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日

	字向嶋、字下司、字六反開地、字手崎、字出端坂、字郷作、字庄司口、字池ノ下、字野田、字廣嶋、字高芝、字北山及び字狐塚の各一部並びに大島町字宮ノ上の一部で別図に示す区域		
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市市場町字北山及び字狐塚の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
檜山町地区 条例別表第3の1 の項	小野市檜山町字水谷口、字水谷拍子谷、字東垣内及び字腰掛の各一部で別図に示す区域	別表の1の項に規定する小野市基幹駅前区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の2 の項	小野市檜山町字梅ヶ谷平、字向山、字梅谷、字大谷及び字後ノ谷の各一部で別図に示す区域	別表の5の項に規定する小野市流通拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の3 の項	小野市檜山町字齒抜谷、字芦谷、字水谷口、字水谷拍子谷、字梅ヶ谷、字大原口、字向山、字東垣内、字内垣内、字久語、字山ノ下、字向垣内、字西ノ垣内、字松本、字野田ノ畑、字大道ノ下、字原ノ垣内、字軸谷、字北ノ垣内、字力石、字柿内、字神木及び字堂坂の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市檜山町字齒抜谷、字芦谷、字水谷拍子谷及び字水谷口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市檜山町字水谷口、字大崎、字三角山及び字廣嶋の各一部並びに市場町字廣嶋の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
榊町地区 条例別表第3の3 の項	小野市榊町字宮ノ前、字榊谷、字妙見ノ前、字際谷、字下坂、字角田、字荒田、字樋尻谷及び字谷口の各一部並びに匠台の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
大島町地区 条例別表第3の3 の項	小野市大島町字金輪、字高川原、字宮ノ上、字小松原、字大町、字長町、字四丁田、字丸町、字カチ、字道仙、字杉宜、字堂ノ前、字西畑ヶ、字西垣内、字岡田垣内、字江川、字国沢、字東、字江川口、字川ノ上、字三角、字長畑、字淵バタ、字出口、字北垣内、字山ノ下、字野田、字泰中、字溝ノ後及び字古垣内の各一部、市場町字淵端及び字鳥居元の各一部並びに	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日

	片山町字谷田野及び字下ノ田の各一部で別図に示す区域		
	小野市大島町字北垣内、字野田、字出口、字長畑、字淵バタ、字川ノ上、字西畑ケ、字道仙、字堂ノ前、字江川口、字袷宜、字溝ノ後及び字宮ノ上の各一部、市場町字淵端の一部並びに片山町字下ノ田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同上 条例別表第3の5の項	小野市大島町字江川口、字江川及び字宮ノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
山田町地区 条例別表第3の3の項	小野市山田町字坂ノ下、字西ノ前、字西ノ芝、字東ノ前、字南垣之内、字向イ田、字堂ノ前、字平等、字中通り、字ダケ之下、字先垣内、字向イ、字岡之上、字名葉ノ木、字舟附、字岩ケ谷、字橋形、字土天、字五所之芝及び字大坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市山田町字舟附、字名葉ノ木、字橋形及び字岩ケ谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
池尻町地区 条例別表第3の1の項	小野市池尻町字尾ノカチ及び字大道ノ下の各一部で別図に示す区域	別表の2の項に規定する小野市一般駅前区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同上 条例別表第3の3の項	小野市池尻町字後カチ、字澤ノ下、字竹が下、字中尾、字尾ノカチ、字大道ノ下、字広島、字下ケ芝及び字土井垣内の各一部、檜山町字北ノ垣内、字大坪及び字野田ノ上の各一部並びに市場町字池ノ下、字大道ノ下及び字六反開地の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市池尻町字下ケ芝の一部並びに市場町字池ノ下及び字大道ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同上 条例別表第3の5の項	小野市市場町字廣嶋の一部で別図に示す区域で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
二葉町地区 条例別表第3の3の項	小野市二葉町の一部、天神町字向山の一部、垂井町字向山の一部並びに市場町字丹波坂及び字北山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市二葉町の一部、天神町字向山の一部及び垂井町字向山の一	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日

	部で別図に示す区域		
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市二葉町の一部、天神町字向山の一部並びに垂井町字向山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
高田町地区 条例別表第3の2 の項	小野市高田町字惣山及び字野山の各一部、鹿野町字鹿野ヶ原の一部並びに敷地町字柳原の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の3 の項	小野市高田町字中畑ヶ、字村北、字村中通、字大蔵、字村前、字久保田、字野山、字山ノ下、字地藏ノ本、字古苗代、字宮ノ後、字山畑、字芝山及び字上田の各一部並びに鹿野町字村下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市高田町字中畑ヶ、字山ノ下、字上田、字山畑及び字芝山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市高田町字上田、字山畑、字芝山及び字惣山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
喜多町地区 条例別表第3の2 の項	小野市喜多町字川原、字中土井及び字大土井の各一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の3 の項	小野市喜多町字芝山の全部並びに字大土井、字池ノ本、字陰町、字平柳、字村中、字市ノ坪、字大坪、字オノ神及び字陸地の各一部並びに高田町字芝山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市喜多町字大土井、字陰町、字市ノ坪及び字陸地の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市喜多町字池ノ本、字陰町及び字陸地の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
鹿野町地区 条例別表第3の2 の項	小野市鹿野町字鹿野ヶ原の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の3 の項	小野市鹿野町字カチ、字狐塚、字兼ガチ、字西ノ沢、字小谷、字秋長、字中ノ沢及び字鹿野ヶ原の各一部並びに高田町字上田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)

	小野市鹿野町字兼ガチ及び字中ノ沢の各一部並びに高田町字上田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同上 条例別表第3の5の項	小野市鹿野町字秋長の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
敷地町地区 条例別表第3の3の項	小野市敷地町字ウチダ、字クロフカ、字ナカラ、字宮林、字ワキタ、字ケンサカ、字竹ノ後、字ホリイケ、字イカチ、字山ノ下、字南イカチ、字大井、字丁田、字マヘタ、字ウシロ、字キタガチ及び字イナツキの各一部、広渡町字谷田の一部並びに中島町字西ノ谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市敷地町字キタガチ、字ウシロ、字ホリイケ、字竹ノ後、字大井、字ウチダ、字クロフカ、字ナカラ及び字宮林の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同上 条例別表第3の5の項	小野市敷地町字ウチダの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
住永町地区 条例別表第3の2の項	小野市住永町字西ヌマ及び字塩売道ノ下の各一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同上 条例別表第3の3の項	小野市住永町字高土手ノ上、字中道東、字中道西、字高屋敷、字石バシ、字ミヤス、字塩売道ノ下、字西ヌマ、字河原山及び字谷田の各一部並びに王子町字上溝、字川原田及び字長生の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市住永町字中道東及び字中道西の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
王子町地区 条例別表第3の3の項	小野市王子町字小山ノ下、字城ノ下、字上溝及び字辻ノ外の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
中島町地区 条例別表第3の3の項	小野市中島町字ドテ及び字三味ノ前の全部並びに字出張、字ヒラキ、字丸町、字西ノ谷、字大畑ケ、字岩ノ前、字村ノ後、字村ノ東、字村ノ前、字池ノ尻、字大坪、字谷戸崎及び字馬場崎の各一部、敷地町字ナカラ及び字クロフカの各一部、広渡町字ソワの一部並び	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日

	に浄谷町字中曾根及び字中田の各一部で別図に示す区域		
	小野市中島町字三味ノ前の全部並びに字大畑ケ、字出張、字西ノ谷及び字村ノ東の各一部並びに浄谷町字中曾根の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
広渡町地区 条例別表第3の2 の項	小野市鹿野町字鹿野ヶ原の一部及び高田町字野山の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の3 の項	小野市広渡町字ソワ、字二反田、字郷ノ上、字竹ノ本及び字谷田の各一部、敷地町字ウチダ、字クロフカ及び字宮林の各一部並びに中島町字ヒラキ及び字岩ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市広渡町字ソワ及び字二反田の各一部並びに敷地町字ウチダ及び字クロフカの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同 上 条例別表第3の5 の項	小野市敷地町字クロフカの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
古川町地区 条例別表第3の2 の項	小野市古川町字溝向、字辻ノ内及び字ハザコの各一部で別図に示す区域	別表の3の項に規定する小野市沿道集積区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日) (平成29年1月24日)
	小野市古川町字南山の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
同 上 条例別表第3の3 の項	小野市古川町字山ノ下、字ムセノ本、字長田、字村下、字雨ソ、字中田之上、字四反田、字垣ノ本、字北沢、字溝向、字辻ノ内、字ハザコ、字野田、字松葉及び字大年ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日) (平成29年1月24日)
	小野市古川町字大年ノ前、字雨ソ、字村下、字松葉、字溝向及び字中田之上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日 (平成29年1月24日)
高山町地区 条例別表第3の3 の項	小野市高山町字東高山及び字西高山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年1月29日
久保木町地区 条例別表第3の3 の項	小野市久保木町字久保井、字春井、字山ノ下、字仲田、字東苗代、字後垣内、字前垣内、字大田、字西之芝、字広ヶ森、字宮ノ下、字下川田、字葉ノ木、字生塚、字城	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日

	ノ下、字神田、字出春及び字尾先の各一部で別図に示す区域		
	小野市久保木町字西之芝、字前垣内、字東苗代及び字春井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
同上 条例別表第3の5の項	小野市久保木町字出晴の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日

別表

区域の名称	左記の区域に建築できる建築物
1 小野市基幹駅前区域	<p>次に掲げる建築物（地階を除く階数が3以下のものとする。ただし、粟生町地区の指定の際現に存する建築物についてはこの限りでない。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（建築基準法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物をいう。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿（建築基準法別表第2（い）項第3号に掲げる建築物をいう。） 3 店舗及び飲食店等（建築基準法別表第2（は）項第5号に掲げる建築物の用途に供するものをいう。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下のもの 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（第一種中高層住居専用地域内に建築することができる社会福祉施設に限る。） 6 病院 7 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。） 8 診療所 9 巡査派出所、公衆電話所等（建築基準法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物をいう。） 10 建築基準法別表第2（は）項第7号に掲げる公益上必要な建築物 11 第4号から前号までに掲げる建築物に付属する自動車庫の用途に供するもので、階数が2以下かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以下のもの 12 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するもの及び資材置き場の管理施設等を除く。）の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下のもの 13 第3号、第8号、第9号（巡査派出所に限る。）及び第12号の用途を兼ねる住宅で、各号の事業を実施する者が自ら居住するもの
2 小野市一般駅前区域	<p>次に掲げる建築物（地階を除く階数が3以下のものとする。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（建築基準法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物をいう。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿（建築基準法別表第2（い）項第3号に掲げる建築物をいう。） 3 店舗及び飲食店等（建築基準法別表第2（は）項第5号に掲げる建築物の用途に供するものをいう。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下のもの

	<p>4 駅舎その他の鉄道の施設及び鉄道の利用に必要な公益施設</p> <p>5 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するもの及び資材置き場の管理施設等を除く。）の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下のもの</p> <p>6 第3号及び第5号の用途を兼ねる住宅で、各号の事業を実施する者が自ら居住するもの</p>
<p>3 小野市沿道集積区域</p>	<p>次に掲げる建築物（地階を除く階数が3以下のものとする。）</p> <p>1 店舗及び飲食店等（建築基準法別表第2（は）項第5号に掲げる建築物の用途に供するものをいう。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下のもの</p> <p>2 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（第一種中高層住居専用地域内に建築することができる社会福祉施設に限る。）</p> <p>4 病院</p> <p>5 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。）</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所等（建築基準法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物をいう。）</p> <p>8 建築基準法別表第2（は）項第7号に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>9 第3号から前号までに掲げる建築物に付属する自動車庫の用途に供するもので、階数が2以下かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以下のもの</p> <p>10 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するもの及び資材置き場の管理施設等を除く。）の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下のもの</p> <p>11 自動車修理工場</p>
<p>4 小野市産業拠点区域</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 工場及び研究所</p> <p>2 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定される一般貨物自動車運送事業の用に供される建築物</p> <p>3 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する建築物</p> <p>4 事務所の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3000㎡以下のもの</p>
<p>5 小野市流通拠点区域</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 工場及び研究所</p> <p>2 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定される一般貨物自動車運送事業の用に供される建築物</p> <p>3 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する建築物</p>

附 則

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等（平成20年兵庫県告示第99号）
- (2) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定の変更（平成20年兵庫県告示第100号）
- (3) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定の変更（平成21年兵庫県告示第844号）

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 1月24日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県自治研修所ほか13施設で使用する電気 予定数量10,296,192キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局総務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年12月7日
- 4 落札者の名称及び住所
エネサーブ株式会社 滋賀県大津市月輪2丁目19番6号
- 5 落札金額（税抜）
176,182,214円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年10月28日



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年 1月24日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 業務件名及び数量
 - ア 兵庫県庁第1号館、別館、第2号館、西館、第3号館、議場及び公館清掃業務 一式
 - イ 兵庫県庁下山手分室及び災害対策センター清掃業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成29年4月1日（土）から平成32年3月31日（火）まで
 - (4) 履行場所
上記(1)の業務件名ごとに次のとおりとする。
 - ア 兵庫県第1号館、別館、第2号館、西館、第3号館、議場及び公館
 - イ 兵庫県下山手分室及び災害対策センター
 - (5) 入札方法
 - ア 上記(1)の業務件名ごとにそれぞれ入札に付する。落札者の決定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札（総合評価落札方式〔障害者雇用等配慮型〕）により行うものとし、入札参加者は、入札説明書に定める障害者雇用等への配慮に係る資料を一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）とともに提出しなければならない。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4938

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 申込書の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき、登録建築物清掃業又は登録建築物環境衛生総合管理業のいずれかの登録をしている者。ただし、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を履行場所の建築物環境衛生管理技術者として選任し、神戸市長へ届出できる者であること。
なお、契約年度途中に上記登録の登録有効期限が切れる場合は、申込者において必要となる登録更新手続を行うことを条件とする。
- (6) 前記1(1)の業務件名ごとに、一契約の請負床面積が次の面積以上となる同種の清掃業務を過去2年間に12箇月以上継続して履行した実績がある者であること。
ア 32,000平方メートル
イ 2,200平方メートル
- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 有近
電話（078）341-7711 内線2548

- (2) 入札説明書の交付期間
平成29年1月24日（火）から同年2月13日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間
平成29年1月25日（水）から同年2月13日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (4) 入札・開札の日時及び場所
前記1(1)の業務件名ごとに次のとおりとする。
ア 平成29年3月8日（水）午前10時00分 兵庫県庁第2号館 11階会議室
イ 平成29年3月8日（水）午前11時00分 兵庫県庁第2号館 11階会議室

- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年3月6日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年3月6日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した建物清掃が実施できることを証明する書類及び障害者雇用等への配慮に係る資料（別記様式第1号から第6号）を添付して、平成29年2月13日（月）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、入札説明書に示す保険期間とすること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内かつ総合評価の方法によって得られた価格の評価点と障害者雇用の配慮の評価点の合計点（以下「合計点」という。）の高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 合計点の高い者が2者以上いる場合は、次のとおり取り扱う。

(7) 合計点が同点の場合は、障害者雇用の配慮の評価点の高い者を落札者とする。

(i) 合計点及び前号の評価点が同点の場合は、入札価格の低い者を落札者とする。

(ii) 前号の入札価格が同額の者が2者以上いる場合は、くじ引きにより決定するものとする。

ウ 障害者雇用の配慮の評価点が10点に満たない者は、原則として落札者としなない。

(9) 障害者雇用の配慮の評価点は、次の評価項目により点数を与えるものとする。（配点100点）

ア 価格（80点）

イ 障害者雇用の配慮 (20点)

(10) 評価の担保

総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除及び指名停止等の措置を講じることができるものとする。

なお、契約担当者は、就業計画どおりに障害者を従事させているかを確認するために、業務の完了報告時に、障害者従事報告書を提出させるものとする。

(11) 総合評価に関する審査結果の公表

ア 契約担当者は、落札者決定後、速やかに評価値を公表することとする。

イ 入札者は、審査結果の通知を受け取った日の翌日から起算して5日以内に、自らの価格以外の評価項目ごとの得点について説明を求められることができる。

(12) 誓約書の提出

契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件委託業務の契約を締結する場合において、その契約金額が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書

イ 下請契約等及び本件委託業務に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書

(13) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the services to be required:

- ① Hyogo Prefectural 1st Building, Annex, 2nd Building, Hyogo Prefectural Building West Wing, other facilities attached to the building, Hyogo Prefectural 3rd Building, Assembly Hall and Hyogo House : cleaning and other services
- ② Hyogo Prefectural Shimoyamate Branch and Disaster Management Center : cleaning and other services

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2017 through March 31, 2020

(4) Location:

- ① Hyogo Prefectural 1st Building, Annex, 2nd Building, Hyogo Prefectural Building West Wing, other facilities attached to the building, Hyogo Prefectural 3rd Building, Assembly Hall and Hyogo House
- ② Hyogo Prefectural Shimoyamate Branch and Disaster Management Center

(5) Deadline for tender:

- ① 10:00 March 8, 2017
- ② 11:00 March 8, 2017

The deadline for submitting tenders by mail is 17:00 March 6, 2017

(6) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Arichika, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078) 341-7711 extension 2548



落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年1月24日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立健康生活科学研究所健康科学研究センターほか13庁舎で使用する電気
予定数量 2,195,524キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月12日
- 4 落札者の名称及び住所
丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
- 5 落札金額（税抜）
37,355,902円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年12月2日



肥料の登録

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成29年1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量	その他の 規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	登 録 年月日
兵庫県肥料登録第1693号	魚かす粉末 6－8魚粕	窒素全量 6.0% りん酸全量 8.0%	該当なし	トミクラ産業株式会社 姫路市花田町高木209番地の1	平成28年 7月11日
兵庫県肥料登録第1694号	混合有機質肥料 混合有機（DK）	窒素全量 6.0% りん酸全量 8.5%	公定規格 のとおり	同 上	同 年 7月4日
兵庫県肥料登録第1695号	混合有機質肥料 54混合有機質肥料	窒素全量 5.0% りん酸全量 4.0%	同 上	同 上	同 年 8月8日
兵庫県肥料登録第1696号	乾燥菌体肥料 楽農舎4	窒素全量 4.0% りん酸全量 1.0%	同 上	ハリマ産業エコテック株式会社 姫路市網干区浜田1223番地の10	同 年 8月22日
兵庫県肥料登録第1697号	混合有機質肥料 YA粒状肥料551号	窒素全量 5.0% りん酸全量 5.0% 加里全量 1.0%	同 上	有機アグロ株式会社 加古川市別府町新野辺3062番地	同 年 9月13日
兵庫県肥料登録第1698号	混合有機質肥料 人魚姫	窒素全量 7.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 2.0%	同 上	高砂飼料工業株式会社 高砂市荒井町御旅2丁目1番17号	同 年 8月29日
兵庫県肥料登録第1699号	魚かす粉末 7－9魚粉	窒素全量 7.0% りん酸全量 9.0%	該当なし	トミクラ産業株式会社 姫路市花田町高木209番地の1	同 年 9月20日

兵庫県肥料登録第1700号	甲殻類質肥料粉末 かに殻肥料	窒素全量 3.4% りん酸全量 5.3%	同 上	かに工房株式会社 西宮市高須町二丁目1番31 -233号	同 年 9月26日
兵庫県肥料登録第1701号	副産石灰肥料 カーボンブラック 入り副産石灰肥料	アルカリ分 52.0% く溶性苦土 4.0%	公定規格 のとおり	トーヨーカセイ株式会社 姫路市青山三丁目13番1号	同 年 9月27日
兵庫県肥料登録第1702号	混合有機質肥料 混合有機質肥料 15号	窒素全量 4.4% りん酸全量 2.4% 加里全量 1.2%	同 上	三興株式会社 大阪府吹田市西御旅町7番 16号	同 年 10月20日
兵庫県肥料登録第1703号	混合有機質肥料 混合有機質肥料 16号	窒素全量 5.6% りん酸全量 1.0% 加里全量 1.4%	同 上	同 上	同 上
兵庫県肥料登録第1704号	混合有機質肥料 23混合有機質肥料	窒素全量 2.5% りん酸全量 3.5%	同 上	トミクラ産業株式会社 姫路市花田町高木209番地 の1	同 年 11月2日
兵庫県肥料登録第1705号	副産動物質肥料 コラーゲン6	窒素全量 6.0%	同 上	大鳳商事株式会社 東京都中央区銀座三丁目4 番1号	同 上
兵庫県肥料登録第1706号	副産石灰肥料 粒状エコ鉄35号	アルカリ分 35.0% く溶性苦土 2.0%	同 上	トーヨーカセイ株式会社 姫路市青山三丁目13番1号	同 年 11月9日
兵庫県肥料登録第1707号	副産石灰肥料 卵殻石灰	アルカリ分 50.0%	同 上	J A全農たまご株式会社 東京都新宿区中落合二丁目 7番1号	同 年 11月25日
兵庫県肥料登録第1708号	副産石灰肥料 ミネダッシュ	アルカリ分 55.0% く溶性苦土 4.0%	同 上	多木物産株式会社 加古川市別府町緑町2番地	同 年 12月9日



肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の有効期間を更新した。

平成29年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量	その他の 規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	登録の 有効期限
兵庫県肥料登録第1228号	副産植物質肥料 片倉醜醇副産肥料	窒素全量 1.5% 加里全量 9.0%	該当なし	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁 目8番10号	平成35年 1月16日
兵庫県肥料登録第1229号	副産植物質肥料 醜醇副産肥料	窒素全量 1.5% 加里全量 9.0%	同 上	ミズホユーキ有限会社 茨城県土浦市中都町一丁目 5508番地	同 上

兵庫県肥料登録第1262号	副産苦土肥料 副産塩基性苦土肥料特1号	可溶性苦土 45.0% く溶性苦土 20.0%	公定規格 のとおり	太陽産業株式会社 高砂市曾根町字新開2952番地	平成34年 9月29日
兵庫県肥料登録第1269号	混合有機質肥料 粒状混合有機質肥料ニュートミー552	窒素全量 5.0% りん酸全量 5.0% 加里全量 2.0%	同 上	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成32年 1月9日
兵庫県肥料登録第1347号	副産苦土肥料 副産塩基性苦土肥料特2号	可溶性苦土 40.0% く溶性苦土 13.0%	同 上	太陽産業株式会社 高砂市曾根町字新開2952番地	平成34年 11月19日
兵庫県肥料登録第1348号	副産石灰肥料 副産石灰肥料1号	アルカリ分 50.0% く溶性苦土 3.5%	同 上	同 上	同 上
兵庫県肥料登録第1350号	混合有機質肥料 混合有機質肥料54	窒素全量 5.0% りん酸全量 4.0%	同 上	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成31年 12月26日
兵庫県肥料登録第1356号	魚かす粉末 94魚かす粉末	窒素全量 9.0% りん酸全量 4.0%	該当なし	同 上	平成35年 1月19日
兵庫県肥料登録第1447号	混合有機質肥料 多木混合有機質肥料	窒素全量 5.5% りん酸全量 4.5%	公定規格 のとおり	多木化学株式会社 加古川市別府町緑町2番地	平成31年 12月5日
兵庫県肥料登録第1498号	副産石灰肥料 50.0副産石灰	アルカリ分 50.0%	同 上	キューピー株式会社 東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号	平成34年 8月9日
兵庫県肥料登録第1501号	配合肥料 配合肥料322	窒素全量 3.0% りん酸全量 22.0% 内く溶性りん酸 19.0%	同 上	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成32年 1月29日
兵庫県肥料登録第1536号	混合有機質肥料 粒状有機肥料111	窒素全量 11.0% りん酸全量 1.0%	同 上	同 上	平成31年 8月17日
兵庫県肥料登録第1539号	混合有機質肥料 ファームパワー・Fish(L)	窒素全量 6.0% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0%	同 上	高砂飼料工業株式会社 高砂市荒井町御旅2丁目1番17号	同 年 11月21日
兵庫県肥料登録第1540号	乾燥菌体肥料 ミヨシ乾燥菌体肥料	窒素全量 4.5% りん酸全量 1.5%	同 上	ミヨシ油脂株式会社 東京都葛飾区堀切4丁目66番1号	同 年 11月25日
兵庫県肥料登録第1541号	副産植物質肥料 カカオ2号	窒素全量 2.3% 加里全量 2.7%	該当なし	多木化学株式会社 加古川市別府町緑町2番地	平成34年 12月7日

兵庫県肥料登録第1542号	混合有機質肥料 混合有機72	窒素全量 7.0% りん酸全量 2.0%	公定規格 のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成32年 1月16日
兵庫県肥料登録第1543号	副産石灰肥料 瀬戸内ミネラル	アルカリ分 40.0%	同 上	ハリマ産業エコテック株式会社 姫路市網干区浜田1223番地の10	平成35年 1月16日
兵庫県肥料登録第1544号	化成肥料 オールイン682	窒素全量 6.0% りん酸全量 8.0% 内く溶性りん酸 3.5% 加里全量 2.0% 内く溶性加里 1.8%	同 上	三興株式会社 大阪府吹田市西御旅町7番16号	平成32年 2月17日
兵庫県肥料登録第1624号	加工家きんふん肥料 発酵鶏糞	窒素全量 2.5% りん酸全量 4.0% 加里全量 2.5%	同 上	有限会社レイ 赤穂郡上郡町旭日丙449番地の15	平成34年 7月29日
兵庫県肥料登録第1627号	副産石灰肥料 粒状副産石灰	アルカリ分 42.0% く溶性苦土 2.0%	同 上	多木商事株式会社 加古川市別府町緑町1番地	同 年 9月9日
兵庫県肥料登録第1628号	副産石灰肥料 50副産石灰	アルカリ分 50.0%	同 上	キューピータマゴ株式会社 東京都調布市仙川町2丁目5番地	同 年 12月14日
兵庫県肥料登録第1630号	混合有機質肥料 混合有機質肥料530	窒素全量 5.0% りん酸全量 3.0%	同 上	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成32年 1月20日



肥料の登録事項の変更の届出

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更について届出があった。

平成29年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	肥料の種類及び名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更事項	変更前	変更年月日
				変更後	
兵庫県肥料登録第1379号	副産石灰肥料 粒状転炉さい2号	トーヨーカセイ株式会社 姫路市青山三丁目13番1号	肥料名称 の変更	粒状転炉さい	平成28年 9月8日
				粒状転炉さい2号	

兵庫県肥料登録第1445号	なたね油かす及びその粉末	J A西日本くみあい飼料株式会社 神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号	住所の変更	神戸市東灘区住吉浜町18番地	平成28年10月1日
	5.3ペレットなたね油かす			神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号	



肥料の登録の失効

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次のとおり肥料登録は失効した。

平成29年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	肥料の種類及び名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
兵庫県肥料登録第1644号	魚かす粉末 フロムフィッシュ	窒素全量 9.0% りん酸全量 3.0%	該当なし	岡部産業株式会社 加東市山国1613



大規模小売店舗に対する県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出をした者に対し、同法第8条第4項の規定により、次のとおり意見を述べた。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 銀ビルストアー新宮店、ゴダイドラッグ新宮店
 所在地 たつの市新宮町新宮80番12ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社銀ビルストアー	姫路市南町31番地	大塚英木
ゴダイ株式会社	姫路市錦町104番地スクエアビル2F	浦上晃之
- 3 意見を述べた年月日
 平成28年12月27日
- 4 意見の概要
 関係機関との協議が不十分であり、出入口①、出入口③の設置について、道路交通上の安全性や道路機能の確保の観点から懸念があることから、関係機関と十分協議の上、出入口の数、位置及び運用について見直すこと。
- 5 意見の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 (2) 縦覧期間
 平成29年 1月24日から 1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとお

りである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

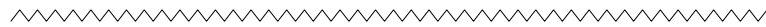
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 (仮称) 阪急オアシス昆陽東店
 - 所在地 伊丹市昆陽東25番4ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要
 - (1) 環境対策
 - ア 騒音対策
 - (イ) 早朝及び夜間において、大型搬出入車両の出入り及び荷さばき作業を計画していることから、作業音やアイドリング等による騒音が発生しないよう十分に配慮すること。
 - (ロ) 騒音検討資料において、騒音の発生源ごとの最大値が、敷地境界線において規制規準を一部超過しているが、規制規準については敷地境界上で遵守する必要があることから、超過にならぬよう十分に対策を講じること。特に地点cにおいては、定常騒音において規制規準の超過が確認できることから、十分に対策を講じること。
 - イ 交通対策

店舗出入口から東側交差点の横断歩道までの距離が短いため、周辺への交通渋滞による環境負荷が懸念されることから、駐車場内において車両の円滑な進行を確保すること。
 - (2) 安全対策

周辺道路は、近隣の小学校や中学校の通学路になっているため、特に登下校の時間帯は車やバイク等の出入口に誘導員を配置する等、安全の確保に努められたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

平成29年1月24日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ダイエー川西店
 - 所在地 川西市多田桜木一丁目1番1号
- 2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要
 - (1) 変更後は、西敷地の出口から出庫後、市道と国道173号との交差部を南方面に右折する退店車両が増加すると考えられることから、安全対策を行うこと。
 - (2) 東敷地の平面駐車場跡で土地利用計画がある場合は、以下の事項に留意すること。
 - ア 大規模小売店舗の届出に係る所管の法令上の規制として、都市計画法、景観法（川西市景観条例）、駐車場法等があるので、遵守すること。
 - イ 大規模な集客施設について市町域を越えた広域的な立地調整を図る「広域土地利用プログラム」を遵守すること。
 - ウ 川西市開発行為等指導要綱について協議すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

平成29年1月24日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市王子町字山ノ下95番1、96番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市王子町123番地の1
近田 萬 司
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年10月19日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－20号（28小野）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町福崎新字町ノ上15番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町太田2116番地
小 田 博 彦
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年11月1日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－25号（28福崎）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定をしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年1月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 2 老人ホームの表神戸市の項中

「

ザ・レジデンス神戸舞子	同 市垂水区海岸通11—97
-------------	----------------

」

を
「

ザ・レジデンス神戸舞子	同 市垂水区海岸通11-97
社会福祉法人 尚徳会 特別養護老人ホーム 向陽荘	同 市垂水区福田5丁目2-21

に改め、同表洲本市の項中

「

地域密着型特別養護老人ホーム 千草たちばなプラス	同 市千草己2-1
--------------------------	-----------

」

を

「

地域密着型特別養護老人ホーム 千草たちばなプラス	同 市千草己2-1
特別養護老人ホーム くにうみの里	同 市下加茂1丁目6-6

」

に改める。

労 働 委 員 会 公 告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、平成29年における審査の期間の目標及び平成28年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成29年 1月24日

兵庫県労働委員会
会長 滝澤 功 治

1 平成29年における審査の期間の目標

当委員会は、平成29年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

- (1) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (2) 標準的な事件 1年
- (3) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

2 平成28年における審査の実施状況

(1) 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	0件	0件	0件
標準的な事件	16件	10件	6件
特に複雑な事件	0件	0件	0件
計	16件	10件	6件

(2) 個別事件の審査の実施状況（平成28年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	和解 回数	尋問 証人数	区 分
平成26年 (不)第7号事件	命令(一部救済)	531日	7回	3回	0回	7人 (14人)	標 準
平成26年 (不)第8号事件	命令(全部救済)	613日	9回	2回	0回	1人 (1人)	標 準
平成26年 (不)第9号事件	命令(一部救済)	545日	7回	2回	0回	2人 (2人)	標 準
平成26年 (不)第13号事件	命令(一部救済)	426日	4回	3回	0回	2人 (4人)	標 準
平成27年 (不)第2号事件	命令(棄却)	576日	4回	2回	3回	3人 (3人)	標 準
平成27年 (不)第4号事件	取下げ(関与和解)	347日	4回	0回	0回	0人 (0人)	標 準
平成27年 (不)第5号事件	命令(一部救済)	469日	5回	3回	0回	4人 (8人)	標 準
平成27年 (不)第8号事件	取下げ(関与和解)	207日	4回	0回	0回	0人 (0人)	標 準
平成27年 (不)第9号事件	取下げ(関与和解)	190日	4回	0回	0回	0人 (0人)	標 準
平成28年 (不)第2号事件	取下げ(関与和解)	104日	2回	0回	0回	0人 (0人)	標 準

(注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数。

(注2) 「区分」欄の「標準」とは、「標準的な事件」。

教 育 委 員 会 公 告

県立学校校務支援システム調達業務に係る企画提案コンペの実施

県立学校校務支援システム調達業務を行う事業予定者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成29年1月24日

契約担当者

教育長 高 井 芳 朗

1 趣旨

兵庫県立の普通科・職業科の高等学校では、各校ごとに異なる教務支援システムが導入されており、中には教職員が汎用ソフトウェアなどを使用し作成した教務支援システムで成績処理や通知票印刷等の教務事務を行っており、教職員の異動等による修正・更新の不安だけでなく、セキュリティ面でも懸念される。

また、東日本大震災の被災地では、校内サーバや校務用コンピュータが滅失、破損し、保存されていた各種データが全て消失したとの報告もされている。本県ではこれらの教訓を受け、近い将来に起こりうる想定されている地震・災害等に備えるため、データセンター内で集中管理、運用できる統合型教務支援システムの導入が、情報資産を保護する手段として必須であり急務であると考えている。

兵庫県教育委員会では、教職員の事務負担の軽減、教務事務の標準化による業務の効率化、教務事務に係るセキュリティの確保、災害等からの情報資産保護、コスト削減等のために、平成28年度から始まった県内の単位制高等学校等への統一した教務支援システムの導入と同様に普通科・職業科の高等学校にも統一された教務支援システムの導入を行う。

また、文部科学省から公表された、「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」(平成23年4月)によると、校務の情報化により、教職員が情報通信技術を活用して情報共有することで、よりきめ細かな指導を行うことができ、校務の負担軽減等につながるが示されている。

今回、当該システムの調達業務に係る提案を広く募集するため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

県立学校校務支援システム調達業務に係る企画提案コンペ

(2) 募集内容

次に掲げる事項についての企画提案

ア 基本方針に係る事項

イ サーバ要件

ウ プロジェクト管理

エ 教育委員会機能

オ グループウェア機能

カ 付帯要件

キ 機能要件

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県教育委員会

イ 事務局

兵庫県教育委員会事務局教育企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁3号館10階)

電話 (078) 362-3779 FAX (078) 362-4283

3 提案参加者の資格に関する事項

提案参加者は、次の事項すべてに該当するものとする。(グループを構成して提案を行う場合、グループを代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。)

(1) 代表企業等又は単独で提案を行う企業(以下「代表企業等」という。)が参加資格申請時点で平成28年・29年度の県の物品関係の入札参加資格者名簿に登録されている者又は、登録されていない者で、参加資格審査申請の受付締切日までに出入局管理課に申請し、選定事業者の契約の日までに物品関係の入札資格者として認定される見込みの者であること。

(2) 代表企業等及びグループ構成企業のいずれもが地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、参加資格審査書類の受付開始日から選定事業者の契約の日までの間に、県から指名停止の処置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前項(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本コンペの調達に参加していないこと。

(6) 代表企業等またはグループ構成企業のいずれかが、兵庫県内又は近隣府県(兵庫県本庁舎より公共交通機関で1時間以内)に県立学校校務支援システムのサポートをできる拠点を持つこと。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成29年1月24日(火)から同年2月7日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 参加資格審査申請の受付

ア 参加資格審査の内容

「3 提案参加者の資格に関する事項」について審査する。

イ 提出書類（各1部）

- (7) 参加資格申請書
- (f) 会社概要
- (g) 類似システムの構築実績報告書
- (x) 物品関係入札資格審査結果通知書（写）
- (h) 物品関係入札参加資格申請中の者については、(x)に代えて物品関係入札参加資格審査申請書（写）及び到達確認通知
- (n) 委任状
- (k) グループ構成表明書
- (r) 業務分担予定表

ウ 受付方法

事務局宛に郵送（書留）、信書便（書留に準ずるもの）又は持参のこと。

エ 受付期間

平成29年2月7日（火）から同月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送等による場合は、平成29年2月13日（月）午後5時必着とする。

オ 参加資格審査結果の通知

平成29年2月17日（金）付で郵送文書により通知する。

応募図書の提出は、審査結果で参加を認められた者のみできるものとする。

(3) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局宛に郵送（書留）、信書便（書留に準ずるもの）又は持参のこと。

イ 受付期間

平成29年2月20日（月）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送等による場合は、平成29年2月27日（月）午後5時必着とする。

5 応募図書

(1) 応募図書の種類

- ア 応募申込書
- イ 企画提案書等
- ウ 見積書等
- エ 業務担当予定者の略歴等

(2) 応募図書の形式及び内容

募集要項のとおり

(3) 留意事項

- ア 応募図書は、非公開とする。
- イ 応募図書は、返却しない。
- ウ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

6 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

当選者の選考は、審査委員会において内容及び価格について評価する。

ア 【内容の評価項目】（配点8,000点）

区分	詳 細	配点
サーバ要件	仕様書記載の内容について県単位での契約（一部モデル校も含む）県教育委員会との契約及び稼働学校数について説明しているか、課程別の稼働数	4,000点

	<p>についても記載しているかについて評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ構築、既存サーバとの接続方法等、現行サーバの有効利用と新サーバとの接続方法、アクティブディレクトリの仕組みと活用方法、レスポンス（端末からのターンアラウンドタイム等）、学校の校内ネットワークの設定、セキュリティ 	
プロジェクト管理	<p>本県が求める機能要件を正確に理解し、必要となる機能の具体的な実現方を提案しているか、また、その根拠が明確であるか、要件を充足しているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画について、実施体制 	
教育委員会機能	<p>本県が求める教育委員会要件を正確に理解し、業務の効率化や負担軽減の具体的な実現方を提案しているか、また運用実績について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行校務支援システムとの連携方法、帳票の対応、各学校の出力、計画について 	
グループウェア機能	<p>本県が求めるグループウェア機能を理解し、学校の業務に適切な機能を装備し、学校間での情報共有を可能とするための具体的な実現方を提案しているかを評価する。</p>	
付帯要件	<p>本県が求める付帯要件等を網羅的かつ正確に理解した提案をしているか、要件を充足しているかについて、提案の網羅性と記載レベルを含めて評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ移行、APPLIC対応、保守、研修 	
機能要件	<p>本県が求める機能要件を正確に理解し、必要となる機能の具体的な実現方を提案しているか、また、その根拠が明確であるか、要件を充足しているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通要件、生徒情報管理機能、履修受講管理機能、出欠管理機能、時間割管理機能、成績管理機能、進路管理機能、事務機能、保健管理機能、指導要録機能、通信制機能、教職員管理機能、各帳票等 	4,000点

※機能要件のうち、必須要件のいずれかに対応できない（あるいは、適切な代替策の提示がない）ものがある場合は失格とする。

イ 【価格の評価項目】（配点2,000点）

$$\text{価格点} = 2,000 \times (1 - \text{見積価格} \times 1.08 / \text{予定価格})$$

※小数点以下は、四捨五入とする。

※予定価格を越えた場合は、失格とする。ただし、応募者全員がこれに該当する場合は、別に定める日に再見積りを徴収する。

(2) 発表方法

当選者の名称は、応募者全員に対し、文書で通知する。

8 当選後の取扱い

当選者は、県立学校校務支援システム調達業務に係る事業予定者となる。

9 その他

(1) 提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による

(2) 詳細は、募集要項による

10 Summary for the Notice of Competition

(1) Subject matter of the contract:

Proposal for a new academic affairs support system to be installed within Hyogo Prefecture for Hyogo prefectural high schools.

(other than those with credit-system courses or comprehensive courses)

Servers (Including system construction, performance verification, equipment configuration)

Data Centers (within Hyogo Prefecture) that can be connected to the Educational Information Network through guaranteed bandwidth. The Backup Data Centers must be established in locations other than the main server.

(2) Deadline for the submission of application forms:

17:00 Monday February 13, 2017 by direct delivery or registered mail.

(3) Deadline for the submission of proposals:

17:00 Monday February 27, 2017 by direct delivery or registered mail.

(4) Office to contact concerning the notice:

Educational Planning Division, Hyogo Prefectural Board of Education

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078) 362-3779 FAX (078) 362-4283